

新	旧	備 考
<p>第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>注 1, 2 (省略) 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。 (a)~(c) (省略) <u>(d) 第32.06 項のルミニノホアとして使用する種類の無機物及び第32.07 項のガラスフリット その他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの</u> (e)~(h) (省略) 4~8 (省略) 総説 (省略) (A), (B) (省略) (C) 化学的に单一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類は化学的に单一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 (省略) 28.39 : 商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取り引きする物品 <u>28.42 : アルミニノけい酸塩</u> 28.43 : コロイド状貴金属 貴金属のアマルガム 貴金属の無機又は有機の化合物 (D), (E) (省略)</p>	<p>第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>注 1, 2 (省略) 3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。 (a)~(c) (省略) <u>(d) 第32.06 項のルミニノホアとして使用する種類の無機物</u> (e)~(h) (省略) 4~8 (省略) 総説 (省略) (A), (B) (省略) (C) 化学的に单一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類は化学的に单一の元素及び化合物のみを含むという規定には例外がある。その例外には次のものがある。 (省略) 28.39 : 商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取り引きする物品 (新設) 28.43 : コロイド状貴金属 貴金属のアマルガム 貴金属の無機又は有機の化合物 (D), (E) (省略)</p>	

	新	旧	備 考
28.03	<p>炭素 (カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。) (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 天然炭素で<u>固体燃料の形状のもの</u> (無煙炭、石炭、亜炭) 並びにコークス、凝結した燃料及びガスカーボン (27類) (c) ~ (g) (省略)</p>	<p>炭素 (カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。) (省略) この項には次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 天然炭素で<u>固体状のもの</u> (無煙炭、石炭、亜炭) 並びにコークス、凝結した燃料及びガスカーボン (27類) (c) ~ (g) (省略)</p>	
28.04	<p>水素、希ガスその他の非金属元素 (省略) (A) , (B) (省略) (C) 他の非金属 (1)~(5) (省略) (6) りん (省略) (a) (省略) (b) 赤りん (red phosphous) : 無定形のものが知られているが、実際は結晶とすることができます。不透明な固体で、りん光を出さず、毒性はない。黄りんよりも比重が大きく不活性である。マッチの製造原料、<u>花火の製造又は触媒</u> (非環式酸の塩素化等) に使用する。 (省略) (7)~(8) (省略)</p>	<p>水素、希ガスその他の非金属元素 (省略) (A) , (B) (省略) (C) 他の非金属 (1)~(5) (省略) (6) りん (省略) (a) (省略) (b) 赤りん (red phosphous) : 無定形のものが知られているが、実際は結晶とすることができます。不透明な固体で、りん光を出さず、毒性はない。黄りんよりも比重が大きく不活性である。マッチの製造原料、<u>触媒</u> (非環式酸の塩素化等) に使用する。 (省略) (7)~(8) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀</p> <p style="margin-left: 2em;">- アルカリ金属及びアルカリ土類金属</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.11 - - ナトリウム</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.12 - - カルシウム</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.19 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>28.05 アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀</p> <p style="margin-left: 2em;">- アルカリ金属</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.11 - - ナトリウム</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.19 - - その他のもの</p> <p style="margin-left: 2em;">- アルカリ土類金属</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.21 - - カルシウム</p> <p style="margin-left: 2em;">2805.22 - - ストロンチウム及びバリウム</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	
<p>28.09 五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>28.09 五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	
<p>28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(A) (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(B) 塩素化合物</p> <p>これらの化合物のうち最も重要なものは、強力な酸化剤又は塩素化剤で、漂白又は有機合成に使用する。一般に不安定な化合物である。これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 次亜塩素酸 (HClO) : この気体は、黄色又は赤色の水溶液として提示される。吸い込むと危険であり、有機物に触れて爆発する。</p> <p>(2),(3) (省 略)</p> <p>(C)~(N) (省 略)</p>	<p>28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(A) (省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(B) 塩素化合物</p> <p>これらの化合物のうち最も重要なものは、強力な酸化剤又は塩素化剤で、漂白又は有機合成に使用する。一般に不安定な化合物である。これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) 次亜塩素酸 (HClO) : この気体は、黄色又は赤色の水溶液として存在し、吸い込むと危険であり、有機物に触れて爆発する。</p> <p>(2),(3) (省 略)</p> <p>(C)~(N) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>第4節</p> <p>無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物</p> <p>総 説 (省 略)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 金属酸化物をもととした着色料(32.06)、調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすりその他これらに類する物品(窯業、エナメル工業又はガラス工業に使用する種類のものに限る。)(32.07)、その他酸化物、水酸化物又は塩基と他の物品を混合したもので32類に属する調製品</p> <p>(f) ~ (g) (省 略)</p>	<p>第4節</p> <p>無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物</p> <p>総 説 (省 略)</p> <p>この節には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 金属酸化物をもととした着色料(32.06)、調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすりその他これらに類する物品(窯業に使用する種類のものに限る。)(32.07)、その他酸化物、水酸化物又は塩基と他の物品を混合したもので32類に属する調製品</p> <p>(f) ~ (g) (省 略)</p>	
<p>28.16 マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 (省 略)</p> <p><u>2816.40 - ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物</u> (省 略)</p>	<p>28.16 マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 (省 略)</p> <p><u>2816.20 - ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物</u> <u>2816.30 - バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物</u> (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
28.26	<p>ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 (省略) (A), (B) (省略) (C) フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 (1) ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム (Na_3AlF_6) : 合成の氷晶石である。ふつ化水素酸に溶解した酸化アルミニウムに塩化ナトリウムを混合すると沈殿として得られる。また、硫酸アルミニウムをふつ化ナトリウムとともに溶融しても得られる。白色の結晶状塊で、天然の氷晶石 (cryolite, 25.30) の代用品として、アルミニウム冶金、花火、エナメル、ガラス製造又は殺虫剤に使用する。 (2)~(5) (省略) (省略)</p>	<p>ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 (省略) (A), (B) (省略) (C) フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 (1) ヘキサフルオロアルミニウム三ナトリウム (Na_3AlF_6) : 合成の氷晶石である。ふつ化水素酸に溶解した酸化アルミニウムに塩化ナトリウムを混合すると沈殿として得られる。また、硫酸アルミニウムをふつ化ナトリウムとともに溶融しても得られる。白色の結晶状塊で、天然の氷晶石 (cryolite, 25.27) の代用品として、アルミニウム冶金、花火、エナメル、ガラス製造又は殺虫剤に使用する。 (2)~(5) (省略) (省略)</p>	
28.27	<p>塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) - その他の塩化物 (省略) (削除) (省略)</p>	<p>塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略) - その他の塩化物 <u>2827.38 - - バリウムのもの</u> (省略)</p>	
28.30	<p><u>硫化物及び多硫化物 (多硫化物については、化学的に单一であるかないと問わない)</u> (省略)</p>	<p><u>硫化物及び多硫化物</u> (省略)</p>	

	新	旧	備 考
28.34	<p>亜硝酸塩及び硝酸塩 (省略)</p> <p>- 硝酸塩 (省略) (削除) (省略)</p>	<p>28.34 亜硝酸塩及び硝酸塩 (省略)</p> <p>- 硝酸塩 (省略)</p> <p><u>2834.22 - ピスマスのもの</u> (省略)</p>	
28.35	<p><u>ホスフリン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問なさい。)</u> (省略)</p>	<p>28.35 <u>ホスフリン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩</u> (省略)</p>	
28.36	<p>炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (省略)</p> <p>2836.70 - <u>鉛の炭酸塩</u> (省略)</p>	<p>28.36 炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩(過炭酸塩)及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (省略)</p> <p>2836.70 - <u>炭酸鉛</u> (省略)</p>	
28.41	<p>オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略) (削除) (省略)</p>	<p>28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略)</p> <p><u>2841.40 - ニクロム酸カリウム</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>28.42 <u>その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミニノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）</u></p> <p><u>2842.10 - けい酸の複塩及び錯塩（アルミニノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）</u></p> <p><u>2842.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、次の物品を含む。</p> <p>() (省略) () 複塩及び錯塩</p> <p>ここには、他の項に該当するものを除き、複塩及び錯塩を分類する。</p> <p>この項に属する主な複塩及び錯塩には、次の物品がある。</p> <p>(A)~(IJ) (省略)</p> <p><u>(K) けい酸塩の複塩及び錯塩</u></p> <p>このグループには、アルミニノけい酸塩(aluminosilicates)を含む(化学的に単一であるかないかを問わない。)。これは、ガラス工業、絶縁体、イオン交換体、触媒、分子ふるい等に使用される。</p> <p>ここには、一般式$M_{2/n}O \cdot Al_2O_3 \cdot y SiO_2 \cdot w H_2O$ (Mはn価の陽イオン(一般に、ナトリウム、カリウム、マグネシウム又はカルシウム)、yは2以上、wは水分子の数を表す。)で表わされる合成ゼオライトを含む。</p> <p>ただし、バインダーを含有するアルミニノけい酸塩(例えば、けい酸をもととした粘土を含むゼオライト)は含まない(38.24)。バインダーを含有するゼオライトは通常その粒子の大きさ(通常5マイクロメートル(ミクロン)を超える。)によつて確認できる。</p> <p>(L) (省略) (省略)</p>	<p>28.42 <u>その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）</u></p> <p><u>2842.10 - けい酸の複塩及び錯塩</u></p> <p><u>2842.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、次の物品を含む。</p> <p>() (省略) () 複塩及び錯塩</p> <p>ここには、他の項に該当するものを除き、複塩及び錯塩を分類する。</p> <p>この項に属する主な複塩及び錯塩には、次の物品がある。</p> <p>(A)~(IJ) (省略)</p> <p><u>(K) けい酸塩の複塩及び錯塩</u></p> <p>アルミニノけい酸塩(aluminosilicates)：ガラス工業、絶縁体等に使用する(イオン交換については38.24の解説参照)。</p> <p>(L) (省略) (省略)</p>	